

小山工業高等専門学校放射線障害予防に関する規程

制 定 平成 7 年 11 月 22 日

最終改正 平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）に基づき、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における⁶³Ni を装備した表示付ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（以下「表示付 E C D」という。）の使用管理に関する事項を定めることにより、放射線障害を防止し、教職員の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本校の表示付 E C D の取扱い及び管理に当たる者に適用する。

(遵守等の義務)

第 3 条 本校において表示付 E C D の取扱等業務に従事する者は、この規程及び安全推進者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守しなければならない。

2 校長は、安全推進者が法及びこの規程に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

(組織)

第 4 条 本校における放射線障害の防止に関する管理組織は別表第 1 のとおりとする。

(安全推進者)

第 5 条 校長は、放射線障害の防止について、管理、監督を行わせるため、安全推進者を置く。

2 校長は、安全推進者に事故が生じた場合は、その職務を代行させるため、安全推進者の代理者を任命しなければならない。

(安全推進者の職務)

第 6 条 安全推進者は、本校における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 予防規程の制定及び改廃への参画
- 二 立入検査時の立会い
- 三 異常及び事故の原因調査への参画
- 四 校長に対する意見の具申
- 五 関係者への助言、勧告及び指示

2 安全推進者は、表示付 E C D の使用、保管等の管理を行う。

3 安全推進者は、法令に基づく届出等の事務手続、その他関係官庁との連絡等事務的事項に関する業務を行う。

(安全推進者の代理者の職務)

第 7 条 安全推進者の代理者は、安全推進者に事故が生じた場合は、その職務を代行しなければならない。

(定期点検)

第 8 条 安全推進者は、別表第 2 の項目及び頻度について定期的に点検を行い、必要に応

じ修理等の措置を講じなければならない。

- 2 安全推進者は、前項の点検結果及び講じた措置について取りまとめ、校長に報告しなければならない。

(表示の有効期間の更新)

第9条 校長は、表示付 E C D の表示の有効期間を更新する必要があるときは、表示の有効期間の満了の日までに機構確認を受けなければならない。

(使用)

第10条 表示付 E C D を取扱う者(以下「取扱担当者」という。)は、安全推進者の監督のもとで使用しなければならない。

- 2 取扱担当者は、使用中にガスクロマトグラフに故障その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにガスクロマトグラフの使用を中止し、その旨を安全推進者に報告しなければならない。
- 3 取扱担当者は、表示付 E C D を線源洗浄等の目的で業者に引き渡すためガスクロマトグラフから取りはずす必要が生じたときは、安全推進者の承認を受けなければならない。
- 4 安全推進者は、表示付 E C D を購入する際は、その E C D が表示付であることを確認しなければならない。
- 5 校長は、表示付 E C D の台数等を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

(注意事項の掲示)

第11条 安全推進者は、機器設置施設及び表示付 E C D が装置されているガスクロマトグラフ内に別表第3の注意事項を掲示しなければならない。

(保管)

第12条 安全推進者は、研究室に設置されたガスクロマトグラフ内に、表示付 E C D を保管しなければならない。

- 2 取扱担当者は、表示付 E C D をガスクロマトグラフからみだりに取りはずしてはならない。
- 3 安全推進者は、研究室を使用していない間はその出入口扉に施錠しなければならない。

(運搬)

第13条 安全推進者は、表示付 E C D を修理、洗浄等のために運搬する必要があるときは、次の基準に従って行わなければならない。

- 一 表示付 E C D を容器に封入し、運搬の基準に適合した包装とすること。
- 二 表示付 E C D を本校外において運搬する場合は、前号のほか文部科学省令、国土交通省令等の関係法令に定める技術上の基準に従って必要な措置を講じること。

(廃棄)

第14条 安全推進者は、表示付 E C D を廃棄する必要がある場合、校長の承認を得たうえで、廃棄業者等に引き渡さなければならない。

(危険時の措置)

第15条 安全推進者等は、表示付 E C D に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、直ちに延焼防止、通報、避難警告等応急の措置を講じなければならない。

- 2 校長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、遅滞なく

文部科学大臣に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

第16条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別表第4に定める災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された者が別表第2に定める項目について点検を行い、その結果を安全推進者を經由して校長に報告しなければならない。

(記帳及び保存)

第17条 安全推進者は、表示付E C Dの保管、運搬、廃棄及び点検に関する記録をしなければならない。

2 安全推進者は、前項に定める帳簿を各年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(異常時の報告)

第18条 校長は、表示付E C Dの盗取又は所在不明等放射線障害が発生し又は発生するおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

(定期報告)

第19条 安全推進者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、校長に報告しなければならない。

2 校長は、本報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、総務課財務係において処理する。

附 則

この規程は、平成7年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

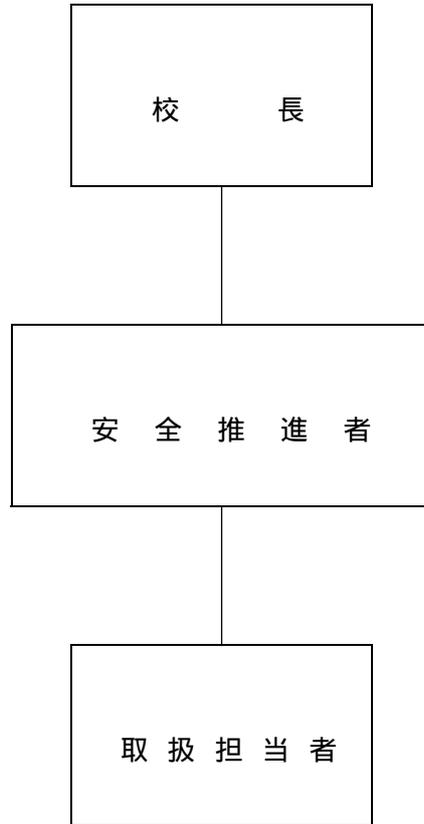
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表第 1

放射線障害の防止に関する組織



別表第 2

点検（ 8 条、 1 6 条関係 ）の項目等

点 検 項 目	点 検 細 目 等	点 検 の 頻 度
(1)位置等 地崩れ、浸水 のおそれ 周囲の状況	学校内外の地形、崖のよう壁、河川の堤防 等の状況、最近の地崩れ・浸水の発生状況 学校の境界等の状況	1 回 / 年 同 上
(2)しゃへい等	ディテクタの破損、欠落等の状況	2 回 / 年
(3)機器設置施設 耐火性容器	容器の耐火性、設置している室の施錠等、 容器の固定の措置の状況	同 上
標 識	貯蔵容器及び機器設置施設の標識の設置、 破損、褪色の状況	同 上
(4)その他 注意事項	機器設置施設の目につきやすい場所への注 意事項掲示の状況（内容、位置等） ガスクロマトグラフの表面の見やすい箇所 への注意事項の掲示の状況（内容、位置等）	同 上
表 示	表示の有効期間の確認	同 上

- 1 . 点検表（チェックリスト）は別に定める。
- 2 . 点検の結果は、次の項目について記録すること。
 - 点検の実施年月日
 - 点検結果及び講じた措置
 - 点検を行った者の氏名
- 3 . 臨時点検は校長が必要と認めたときに行うものとする。

別表第 3

1. 表示付 E C D が装着されているガスクロマトグラフの表面に掲示

注意 放射性同位元素

ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取り外さないで下さい。

ディテクタの表示の有効期間の満了の日
年 月 日

ディテクタを廃棄する場合にあっては、安全管理に係る責任者の指示に従って行い、一般廃棄物又は産業廃棄物と同様の廃棄はしないで下さい。

注 この注意事項は、日本工業規格 A 6 判の大きさとし、文字は 16 ポイント程度とする。

2. 機器設置施設の壁等に掲示

表示付ガスクロマトグラフ用 E C D の「注意事項」

1. ディテクタの使用及び保管は、機器設置施設において行って下さい。
2. ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取り外さないで下さい。
3. E C D の使用にあたっては次のことを守って下さい。
 - ディテクタから放射性同位元素を取り出さないこと。
 - ディテクタ及びキャリアガスの温度が 350 度を超えないようにすること。
 - キャリアガスとして腐食性のガスを用いないこと。
 - ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないこと。
4. ディテクタの保管等に係る事項について記帳して下さい。
5. 機器設置施設の点検を行い、その実施状況について記帳して下さい。
6. 放射線管理状況報告書を、毎年 6 月 30 日までに文部科学省へ提出して下さい。
7. ディテクタの表示の有効期間の満了の日までに機構確認を受けて下さい。
8. ディテクタを廃棄する場合にあっては、安全管理に係る責任者の指示に従って行い、一般廃棄物又は産業廃棄物と同様の廃棄はしないで下さい。
9. 危険時にあっては、ディテクタの移動等応急の措置を講じ、関係機関への通報及び科学技術庁への届出をして下さい。
10. ディテクタの盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに文部科学省に報告して下さい。

別表第 4

災 害 時 の 連 絡 通 報 体 制

取 扱 担 当 者 安 全 推 進 者 校 長